

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年11月22日付けで提起のあった春日井市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成22年10月7日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護廃止決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分について、その取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、原処分により生活が苦しく不服であることと推察される。

2 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、処分庁から提出された関係書類等の物件等から、次のように判断する。

(1) 認定した事実

ア 請求人は、生活保護を受給し始めた平成21年7月10日以前から自動車を保有していた。

イ 同年8月21日、処分庁職員は請求人に対し電話で自動車の処分指示を行った。

ウ 平成22年2月18日、処分庁職員は家庭訪問を行い、請求人に対し再度自動車の処分指示を口頭で行った。

エ 同年3月16日、処分庁は請求人に対して、自動車を処分し証明書類を処分庁へ提出すること、売却処分をした場合、速やかに収入申告を行うこと、今後一切、自動車の所有・借用及び使用しないこと等を指示する内容の法第27条第1項に基づく指導指示（以下「本件指示」という。）書を郵送した。

オ 請求人が本件指示に従わないため、処分庁職員は、同年8月25日、法第62条第4項による弁明の機会の付与についての通知書を請求人宅ポストに差し置きした。

カ 同月30日、処分庁は請求人に弁明の機会を与えた。請求人は、自動車の処分はまだ行っていない。

い旨供述した。

キ 同年9月2日、処分庁は本件指示違反により請求人の保護を同年9月1日から10月1日まで停止する処分を行った。

ク 同年10月7日、処分庁は、保護停止後も本件指示の内容が達成されていないことから、同月1日から請求人の保護を廃止する内容の原処分を行った。なお、この決定に際して請求人に弁明の機会是与えられていない。

(2) 判断

法第62条は、「被保護者は、保護の実施機関が（中略）必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と被保護者の義務を定め、同条第3項により、この「義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と実施機関の権限を規定している。

同時に、同条第4項において、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と、その手続を定めている。

本件につきこれを見るに、原処分に当たって処分庁が請求人に弁明の機会を与えた事実を認めることができず、当該取扱いは法第62条第4項の規定に違反する。

なお、平成22年8月30日に実施された弁明は、同年9月1日付け保護停止決定処分について実施されたものと認められ、当該保護停止処分と原処分は別の行政処分である以上、法第62条第4項による弁明の機会も別に付与されるべきことは、明らかである。

また、原処分はその理由を「停止期間経過の為」としているが、保護の停止に期間を設定した場合、当該期間満了後は停止が解除され、従前の状態に戻る（この場合、保護が再開される）のが当然である。停止期間経過後は当然のこととして保護が廃止となる、という点について、処分庁から請求人に説明等があったことが認められない以上、請求人は理解不能な理由により原処分を受けたことになり、当該取扱いは、行政庁が不利益処分を課す場合にその理由の提示を義務付けた行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項の規定に違反する。

以上のとおり、原処分は違法であり、取消しを免れない。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成23年1月19日

愛知県知事 神田 真 秋



